

許可条件

◎公の施設を利用する方は、次の事項を守って下さい。

1. 利用に関しては、法令又はこの条例若しくはこれに基づく利用に関する規定その他命令等に違反しないこと。
2. 他人に迷惑をかけ、又は危険を及ぼす行為をしないこと。
3. 風紀を乱す行為をしないこと。
4. 施設内にみだりにゴミその他の汚物を捨てないこと。
5. 施設の原状を変更しないこと。
6. 承認又は許可された用途外の利用をしないこと。
7. 施設内の土地、建物その他物件を損傷しないこと。
8. 管理者の指示に従い、善良な管理者の注意をもって当該施設を利用すること。
9. その他公益を害し、又は害する行為をしないこと。
10. 公園トイレ使用によるトイレットペーパーについては、持参すること。
11. 火気等を使用した行為（バーベキュー・花火・焚き火など・・・）をしないこと。
12. 秋季におけるスズメバチ等の注意。※むやみに植栽及び茂みに入らないようにしてください。また、発見した場合には、都市計画・公園係にご連絡ください。
13. 公園利用者の駐車場を確保すること。
14. 許可後、何らかの理由で利用しなくなる場合は、速やかに都市計画公園係にご連絡ください。
15. 不審物があった場合は、慌てずにその場から離れるようにしてください。また、速やかに土木課都市計画・公園係（0948-42-7042）にご連絡ください。
16. 遊具の使用については、他団体の児童生徒と譲り合って使用すること。